



医療費の適正化に、ご協力をお願いします！



医療費を節約することは、皆様に納付していただく国保税の抑制にもつながります

- ※腎不全・脳卒中・虚血性心疾患ともに鹿児島市は同規模都市に比べて医療費が高くなっています。
- ※特に腎不全等による人工透析患者割合は、同規模都市の中で、ワースト1位を継続しています。
- ※これらの疾患を予防するには、血圧・血糖・脂質など血管の状態を日頃からチェックすることが大切です。
- ※特定健診を受けて、あなたの血管の状態をチェックしましょう。約1万円の健診が無料で受けられます。

受けて得する！特定健診！～ 受診者にはお得な特典をご用意しています～ サンサンコールかごしま ☎ 808-3333

- 対象者：鹿児島市国保に加入中の40歳以上の方
- 受診期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 必要なもの

◇ 特定健康診査受診券
 ◇ 保険資格が確認できるもの※

※以下の①～②のいずれかで資格の確認ができます

①マイナ保険証
 (オンラインで資格確認できない場合は「資格情報のお知らせ」も)

②資格確認書(有効期限内)

- 受診方法
- 1. 医療機関で受診の場合
 ※受診の際は医療機関へ直接お問い合わせください。
- 2. 集団健診で受診の場合
 ※会場・実施日を確認後、受付時間内にお越しください。 集団健診日程および医療機関一覧

- 受診者特典
- 〈国保わくわくチケット〉(公共施設無料利用券)
 対象：全員

↑
 受診特典のご案内
 各特典の詳細はこちら

- 〈トク得クーポン〉 対象：全員
- 〈市内公衆浴場入浴券〉
 対象：令和8年度に40歳から50歳、55歳、60歳に達する方

ジェネリック医薬品で医療費の削減ができます 保健事業係 ☎ 808-7505

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間が切れたあと、品質、有効性、安全性が同等であると厚生労働大臣の承認を受け製造・販売されている医薬品のことで、先発医薬品に比べ2割～7割程度低価格であるため、ジェネリック医薬品に切り替えると、薬局での薬代が安くなり、医療費も削減できます。

※ジェネリック医薬品に切り替えを希望する場合は、医師や薬剤師へご相談ください。

はり、きゅう施設利用券交付について 給付係 ☎ 216-1228

40歳以上の方は、はり、きゅう施設利用券の申請前に必ず特定健診を受けてください。

【交付要件】●40歳以上の方は、特定健診を当年度から過去2年度のうち少なくとも一度受診していること
 ●納期到来分の国保税完納世帯であること

※職場健診や人間ドック等の結果を特定健診に代えることができます。はり、きゅう施設利用券の交付申請時に検査結果をお持ちください。

令和8年度から子ども・子育て支援制度に伴う「子ども・子育て支援納付金課税額」が新たに追加されます。令和7年（1～12月）の所得等をもとに、令和8年度（4月～翌年3月）分の国保税を計算しています。

基礎課税額	国保加入者の令和7年中の総所得金額等	－	基礎控除	×	8.26%	=	所得割額 (有所得者ごと) ①	A(①+②+③) 年間基礎課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額67万円
	国保加入者数	×			34,600円	=	均等割額 ②	
	1世帯につき				23,000円	=	平等割額 ③	
後期高齢者 支援金等課税額	国保加入者の令和7年中の総所得金額等	－	基礎控除	×	2.94%	=	所得割額 (有所得者ごと) ④	B(④+⑤+⑥) 年間後期高齢者 支援金等課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額26万円
	国保加入者数	×			12,200円	=	均等割額 ⑤	
	1世帯につき				8,100円	=	平等割額 ⑥	
介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満の方)	国保加入者の令和7年中の総所得金額等	－	基礎控除	×	2.47%	=	所得割額 (有所得者ごと) ⑦	C(⑦+⑧+⑨) 年間介護納付金課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額17万円
	国保加入者数	×			12,000円	=	均等割額 ⑧	
	1世帯につき				6,100円	=	平等割額 ⑨	
子ども・子育て 支援納付金課税額 (令和8年度新設)	国保加入者の令和7年中の総所得金額等	－	基礎控除	×	0.29%	=	所得割額 (有所得者ごと) ⑩	D(⑩+⑪+⑫+⑬) 年間子ども・子育て 支援納付金課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額3万円
	国保加入者数	×			1,200円	=	均等割額 ⑪	
	18歳以上の国保加入者数	×			90円	=	18歳以上均等割額 ⑫	
	1世帯につき				800円	=	平等割額 ⑬	

(注1)「12歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども」については5割軽減措置を適用。
(注2)「18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども」については10割軽減措置を適用。

A+B+C+D=令和8年度の年間国保税額

基礎控除額は合計所得金額2,400万円以下の方は控除額43万円、それ以上の方はホームページをご確認ください。

詳しくは市HPへ



1 納税義務者は世帯主です

同封されている納税通知書は納税義務者である世帯主宛てとなっております。世帯主が国保に加入していない場合でも納税義務者となります。

詳しくは市HPへ



2 令和8年度法定軽減措置

前年中の世帯の所得金額が下表の基準以下の世帯は均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額を軽減します。(申請不要)

軽減割合	軽減判定所得の計算式
2割	43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

(1) 判定対象者

- ①世帯主(国保加入者でない世帯主も対象です)
- ②国保加入者
- ③特定同一世帯所得者(国保から後期高齢者医療制度へ移行した方)

(2) 判定日

賦課期日(令和8年4月1日)
年度途中に加入者の増減があっても再判定しません。

3 国保加入者の確認方法について

納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』に国保加入者の氏名等を記載しています。
別の健康保険に加入した場合、脱退手続きが必要です。

4 所得の申告をお願いします

納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』の基準総所得額欄が「未申告」と表示されている方は市民税課、谷山税務課又は各支所市税窓口係(テレビ窓口)で申告をしてください。

5 年度の途中で75歳になる方

①誕生日の前月までの国保税をあらかじめ計算しています。世帯の国保税を均等に割り振っているため、**誕生日以降も納付額は変わりません**。なお、誕生日以降は後期高齢者医療保険料として別途、請求されます。

ただし、同じ世帯に加入者が1人残った場合、国保税の緩和措置により減額になりますので改めて通知をお送りします。(特定同一世帯)
②年度途中で世帯主が75歳に到達する場合、**年金から特別徴収できません**。
納付書または口座振替での納税になります。



6 課税限度額の引き上げ及び新設について

地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税条例を改正し、令和8年度の基礎課税額の課税限度額を引き上げました。
また、子ども・子育て支援金制度創設に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額が新設されました。

基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額	子ども・子育て支援納付金課税額
66万円⇒67万円	26万円(変更なし)	17万円(変更なし)	3万円(新設)

【普通徴収(納付書払い・口座振替)】

年間(12か月分)の国保税を6月から翌年3月までの年10回に分けて納付していただきます。

【併用徴収(普通徴収+特別徴収)】

世帯の状況等によっては、年税額を普通徴収と特別徴収で併せて徴収する場合があります。

【特別徴収(世帯主の受給年金から差し引き)】

詳しくは市HPへ



①～④のすべてに該当する世帯が対象です。

- ①世帯主が国保加入者
- ②世帯の国保加入者全員が65～74歳
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上
- ④介護保険料(世帯主分)と国保税(世帯分)の1回あたりの徴収額の合計が、1回の年金受給額の2分の1以下

国保税の軽減・減免

お電話でのお問い合わせ時は、国民健康保険の記号・番号がわかる書類(納税通知書など)を、ご来庁いただく際は本人確認書類(官公署が発行した写真付きの本人確認書類1点または官公署が発行した書類、その他本人の名前が確認できる書類2点)をご準備ください。

申請
必要

倒産・解雇等による退職者に対する特例措置(軽減措置)

詳しくは市HPへ



会社都合(倒産・解雇等)や、やむを得ない自己都合等による退職の方は、保険税が軽減されます。

(1)対象者

雇用保険受給資格者証等の記載内容が下記のとおり

①離職時年齢 65歳未満		②離職理由の番号 11・12・21・22・ 23・31・32・33	
雇用保険受給資格者証			
1. 支給番号	2. 氏名	3. 被保険者番号	4. 性別
5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 住所	8. 原居
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限	
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名			

(2)軽減内容

対象者の給与所得額(調整控除前)を100分の30にして課税します。

(3)必要書類

雇用保険受給資格者証(原本)または雇用保険受給資格通知(原本)

申請
必要

産前産後の方に対する減額

詳しくは市HPへ



(1)対象者

国保加入者で出産した方

※妊娠85日(4か月)以上であれば、死産・流産・早産等の場合も対象です。



(2)軽減内容

対象者の軽減期間にかかる所得割額、均等割額及び18歳以上均等割額

(3)軽減期間

【単胎】出産予定月または出産月の前月から4か月間

【多胎】出産予定月または出産月の4か月前から6か月間

(4)必要書類 母子手帳など

申請
必要

その他の理由による減免

詳しくは市HPへ



世帯の前年所得600万円以下の世帯で会社都合での退職、休・廃業や疾病・負傷、災害等により所得が大幅に減少する場合、国保税が減免される場合があります。

支払いがない納期末到来分に限りませのでお早めにご相談ください。

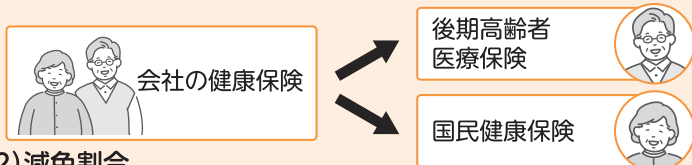


申請
必要

被扶養者であった方(旧被扶養者)に対する減免

(1)対象者

- ①②のすべてに当てはまる方
- ①被用者保険(職場の健康保険等)の本人が後期高齢者医療制度へ移行するため、国保に加入することになった被扶養者(旧被扶養者)
- ②国保の資格取得日時時点で65歳以上の方



(2)減免割合

- 【所得割額】…全額
 - 【均等割額】…2分の1
 - 【18歳以上均等割額】…2分の1
 - 【平等割額】…2分の1※
- 減免期間は2年間

※国保加入者が旧被扶養者1人のみの場合のみ

(3)注意事項

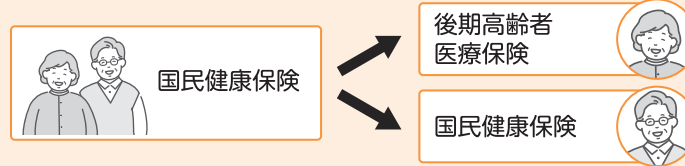
- 均等割額・18歳以上均等割額及び平等割額の減額は7割・5割の法定軽減世帯は対象外。
- 国保組合から後期高齢者医療制度へ移る場合は対象外。
- 申請は加入した年度のみで翌年度以降は自動継続。

申請
不要

国保から後期高齢者医療制度へ移った方がいる場合の減額

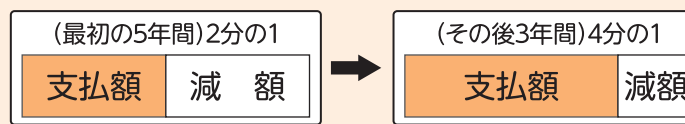
(1)対象世帯

国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、残る国保加入者が1人になった世帯(特定同一世帯)



(2)軽減割合

平等割額(介護納付金課税額は除く)を下記の割合で減額。



同一の月に医療機関に支払った一部負担金(保険診療分)が、所得や年齢によって定まる限度額を超えたとき、申請によりその差額が高額療養費として支給されます。申請の期限は診療月の翌月から2年間です。また、限度額の適用を受けることにより医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。



市ホームページ

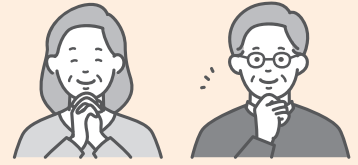
○高額療養費の限度額適用認定証について

オンライン資格確認により、原則、限度額適用認定証は不要になりました。

※ただし、①オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合、②住民税非課税世帯で90日を超える入院があり長期認定に該当する場合、③国保税に滞納がある場合(保険税を支払うことにより限度額の適用を受けることが可能になります。)は交付手続きや相談が必要です。

○自己負担限度額について

令和8年8月診療分から自己負担限度額が引き上げられます。今後、令和9年8月にも段階的な引き上げ、所得区分の細分化が行われる予定です。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。



入院時の食事療養費及び生活療養費について

令和8年6月1日以降、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額が引き上げられました。市民税非課税世帯については、標準負担額が減額される場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

国民健康保険税の納付は口座振替をご利用ください

◆口座振替のメリット◆

- ・現金を持ち歩く必要がなく安全
- ・うっかり納め忘れることがなく安心
- ・金融機関等へ出かける手間がいらす便利

Web・ペイジー口座振替受付サービスによる口座振替のお申し込みをすることができます。

●Web口座振替受付サービスとは？

⇒パソコン、スマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して24時間いつでも口座振替のお申し込みをすることができます。

●ペイジー口座振替受付サービスとは？

⇒市窓口を設置の専用端末に金融機関のキャッシュカードを通して、暗証番号を入力することで、口座振替のお申し込みをすることができます。

※このサービスでは、通帳や金融機関届出印を用意する必要がありません。



市ホームページ



国保の加入脱退は必ず届け出が必要

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から14日以内に必ず届け出をしましょう。(別世帯の人が代理人として手続きする場合は、委任状をお持ちください。)

※国保の脱退と資格確認書等の再発行は、マイナンバーカードを使用してオンラインでも手続きができます。



脱退



再発行

医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免

災害(震災、風水害、火災など)を受けた場合、又は倒産・解雇等による失業(定年退職、自己都合などは除く)などにより申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減し、一定の額以下になった場合に、申請月から3ヶ月の期間、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金が減免される場合があります。



市ホームページ

国保に関するお問い合わせは

本 庁	別館1階3番窓口 国民健康保険課	給付係 ☎ 216-1228
	国保の加入・脱退、給付について	給付係 ☎ 216-1228
	特定健診・保健指導について	保健事業係 ☎ 808-7505
	国保税の計算・内容について	賦課係 ☎ 216-1229
	国保税の納付・納税相談について	納税係 ☎ 216-1230
	国保の財政について	庶務係 ☎ 216-1227
谷 山 支 所	市民課国民健康保険係	☎ 269-8414
伊 敷 支 所	総務市民課市民係	☎ 229-2115
吉 野 支 所	総務市民課市民係	☎ 244-7284

吉田支所	総務市民課市民係	☎ 294-1212
桜島支所	桜島総務市民課市民係	☎ 293-2347
//	東桜島総務市民課	☎ 221-2111
喜入支所	総務市民課市民係	☎ 345-3754
松元支所	総務市民課市民係	☎ 278-2114
郡山支所	総務市民課市民係	☎ 298-2113
サンサンコールかごしま		☎ 808-3333
市ホームページアドレス	https://www.city.kagoshima.lg.jp/	

国保のすがた

世帯数：70,659世帯
被保険者数：99,312人

(令和8年3月末現在)



※お問い合わせ内容を回答するために、被保険者記号・番号が必要になる場合があります。被保険者記号・番号は本市からの通知文やマイナポータル画面または資格確認書の券面等で確認することができます。